

国港総第395号
令和2年10月29日

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長
(公印省略)

「契約業者取扱要領」の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

附則に次を加える。

附 則

本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。